

お知らせ

市・都民税(住民税)の納税通知書を送付します

平成16年度の市・都民税納税通知書を、6月10日(木)付で送付します。

市・都民税をすべて給与から差し引きする方(特別徴収の方) 税法上、市・都民税が課税されない方

定率減税が適用されます 定率減税の額は、平成16年度の個人住民税所得割額の15%

証明書を発行します 証明書は申告された方に発行します。

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成16年中に新築・増改築された家屋は、17年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方税法

ホームページ 市長交際費の支出状況等を公開

このたび、ホームページ「市長のページ」に、市および市長の交際費支出状況を公開します。

希望する方は、高齢福祉課(田無庁舎1階)へ申請またはお問い合わせください。

対象 福老人医療費助成制度の対象者であること。

申請者の属する世帯の主たる生計維持者が住民税非課税者であること。

高年齢福祉課(保内線2336)

雨水浸透ますの助成制度をご利用ください

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、

雨水を「雨どい」に通し「雨水浸透ます」に接続する工事を行うことにより降った雨を

きるだけ河川に流さない、河川へ流れるのを遅らせるなどの工夫をしています。

設置を希望する方には、設置費用を助成しています。

指定下水道工事店を通じて申請してください。

対象 敷地面積が1千平方メートル未満の既存の住宅、店舗兼住宅を所有する方(法人は除く)

下水道課(保内線2484)

審議会開催情報

傍聴希望の方は事前に担当課へお問い合わせください。

社会教育委員の会議(社会教育課・内線2711) 6月8日(火)午後2時・保谷庁舎会議室・社会教育関係団体補助金について・傍聴10人

子ども福祉審議会(子育て支援課・内線1521) 6月10日(木)午後1時・中央図書館会議室・保育園の民間委託について・傍聴5人

生涯学習課(保内線1262)

国民健康保険料の改定

国民健康保険料が平成16年4月から次のように改定されました。

今回の改定は平成15年12月以降開催された西東京市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、平成16年3月第1回定例市議会に改正案を上程し可決されたものです。

改定の概要 医療分保険料(表1参照) (1) 料率(資産割均等割・平等割)

現在国民健康保険を運営していくために保険料だけでは維持が難しく毎年の財源不足を一般会計から繰入金として、平成16年度も約17億8千万円を繰り入れています。

国民健康保険は、本来、皆さんの保険料と国等からの特定財源で運営すべきものですが、現在の経済状況による所得の落ち込み、医療費の増大により国保財政が大変厳しい状況となっており不足を補うため料率(額)を改定するものです。

介護分保険料(表2参照) (2) 料率(所得割・均等割)

平成16年度西東京市が第2号被保険者(40歳から64歳)で負担し、納めなければならぬ介護納付金は約8億3千万円です。

介護納付金の総額が増えたために保険料の負担割合が増え、現行の料率では支払額に不足が生じるためその不足を補うため改定するものです。

加入者の皆さんには、ご負担をおかけしますがご理解ご協力をお願いします。

保険年金課(田無内線1482)

Table with 3 columns: 区分, 改定前, 改定後. Rows include 表1 医療分 (資産割, 均等割, 平等割) and 表2 介護分 (所得割, 均等割).

中小企業従業員退職金等共済制度の改正

田無市中小企業従業員退職金等共済制度は、昭和46年4月に、市内中小企業の労働力の確保と、そこに働く従業員の福利厚生充実を図ることを目的として設けられ、これまで中小企業振興策として一定の役割を果たしてきました。

しかし、社会経済情勢の変化などによって本制度の財政運営は厳しい状況となり、平成5年度からは単年度の収支赤字を生む状態となりました。

12年度には、大幅な制度改正を行い、市からの財政支援を再開しましたが、その後も単年度の赤字は続いており、責任準備金に対する不足額は、7億6千万円余に達しています。

この問題を解決するため、本制度の今後の在り方について運営審議会に諮問し、15年9月11日に答申をいただきました。

市は、この答申を踏まえ、条例の一部改正を本年3月の定例市議会に提案し、可決をいただきました。条例の主な改正点は、次のとおりです。

制度清算のスケジュール 平成16年4月1日に制度改正する。

制度清算期間を10年(平成16年4月1日～26年3月31日)とし、26年度(26年4月1日～27年3月31日)はその時点で制度内に残っている被共済者への一時金支給を行う年度とする。

清算期間中の取り扱い 清算期間中、共済契約者は掛金の支払いを継続する。

清算期間中、退職した被共済者には退職一時金を支給する。

清算期間中、解約した被共済者には解約一時金を支給する。

清算期間終了後の取り扱い 清算期間中に退職または解約していない被共済者には、清算期間終了後、平成26年4月1日～27年3月31日に清算一時金を支給する。

被共済者毎の平成16年3月31日現在現行制度で算出される退職給付額を保障する。

平成16年4月1日以降に納入される掛金については、給付額に充てられず、清算一時金に算出される退職一時金相当額とする。

なお、この改正にあたり、市では次の方針で清算していくことにしました。

市の財政負担 給付に対する不足額は一般会計から補てんすることとし、補てんの方法等については、財政計画、加入者等の動向を勘案しながら決定していきます。

産業振興課(田無内線1441)

付水準を0割とし、金利を付さないこととする。

平成16年3月31日現在現行制度で算出される退職一時金額に対する複利率は設定しない。

清算期間中の退職一時金額は、平成16年3月31日現在現行制度で算出される退職一時金額と16年4月1日以降に納入される掛金の合計額とする。

共済契約者が、すべての被共済者の同意を得て契約の解除をする場合の解約手当金の額は解約時に算出される退職給付金額に相当する額とする。(現行退職一時金相当額の80割)

清算一時金は平成26年3月31日現在で退職したと仮定した場合に算出される退職一時金相当額とする。

市役所の代表電話番号は ☎0424-64-1311です お間違のないようお願いいたします

平成16年度 教科書特別展示会のお知らせ

今年度は、小学校教科書の採択年度にあたるため、小学校用教科書(平成17年度・20年度使用)見本が展示されます。

(仮称)こどもの総合支援センター「基本設計」について 意見を聴く会を開催します

市では、子育てに関する相談、交流、一時保育、発育・発達相談支援などを総合的に行う(仮称)こどもの総合支援センターの基本設計に向けて、現在、関係部局による庁内プロジェクトチームで、「基本設計(素案)」を調整しています。

